京都市消防局訓令乙第5号

各 部

消 防 学 校

各 消防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成24年12月21日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第1備考以外の部分中

Г

音 楽 隊 服 装	音楽隊員が演奏活動に従事するとき。
整備作業服装	車両等の整備作業に従事するとき。

を

	苷	楽	隊	服	装	音楽隊員が演奏活動に従事するとき。	に改
--	---	---	---	---	---	-------------------	----

める。

別表第2備考2中「ジャンパー型)」の右に「及び雨衣」を加える。

別表第3備考5中「及び防寒衣(ジャンパー型)」を「,防寒衣(ジャンパー型)及び 雨衣」に改める。

別表第4を次のように改める。

## 別表第4(第4条関係)

## その他の服

				X	分	航 空	音	楽	隊	服	装
品目							春 • 秋 期		夏期	冬期	
	飛		行		帽						
航空	飛		行		服						
航空隊被服類	階		級		章						
服類	防		寒		服						
	飛		行		靴						
	帽	合			帽						
		冬			帽						
	子	夏			帽						
音楽隊被服類	合				服						
隊   被	冬				服						
服   類	夏	1			服						
	ネクタイ	合	服		用						
	タイ	冬	服		用						
	演		奏		靴						

備考1 印は,原則として着用すべき品目を, 印は,気候により必要に応じて着用する品目を示す。

- 2 衣服 (防寒服を除く。)には,バンドを含むものとする。
- 3 航空隊被服類には,活動用下衣を含むものとする。

附 則

この訓令は,平成25年1月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)